

こ成安第 178 号  
令和 7 年 9 月 4 日

各都道府県こども政策主管部(局)  
各都道府県・指定都市・中核市民生主管部(局)  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当部(局)  
各都道府県・指定都市・中核市・  
児童相談所設置市認可外保育施設担当部(局)  
各都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管部(局)

御中

こども家庭庁成育局安全対策課長  
こども家庭庁成育局保育政策課長  
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室長

児童生徒等の保護者等が自ら行う災害共済給付の給付金の支払の請求に係る  
留意点について(周知依頼)

独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「JSC」という。)が運用する災害共済給付制度において、災害共済給付(医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給)の給付金の支払の請求は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令(平成 15 年政令第 369 号。以下「令」という。)附則第 5 条第 3 項・第 4 条第 1 項の規定により、保育所等(※1)の設置者に行っていただいているところです。

他方、令附則第 5 条第 3 項・令第 4 条第 2 項においては、児童生徒等(※2)の保護者等(※3)が自ら給付金の請求をすることができること及びこの場合において当該請求は保育所等の設置者を經由して行うことを定めています。

このことについて、留意点を下記に示しますので、保育所等の災害共済給付制度加入施設に対して周知いただけますようお願いいたします。

(※1) 災害共済給付制度の加入対象となる保育所等は以下の施設をいう。

保育所、認定こども園、特定保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業)を行う施設、一定の基準を満たす認可外保育施設及び企業主導型保育施設

(※2) 児童生徒等とは、令第 3 条第 3 項に規定する児童、生徒、学生又は幼児をいう。

(※3) 保護者等とは、令第 4 条第 2 項に規定する児童生徒等の保護者(独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成 14 年法律第 162 号。以下「法」という。)第 15 条第 1 項第 7 号に規定する保護者をいう。以下同じ。)又は当該児童生徒等のうち生徒若しくは学生が成年に達している場合にあっては当該生徒若しくは学生をいう。

記

1. 令附則第 5 条第 3 項により保育所等の災害共済給付について準用する令第 4 条第 2 項においては、「前項の規定にかかわらず、災害共済給付契約に係る児童生徒等の保護者(法第 15 条第 1 項第 7 号に規定する保護者をいう。以下同じ。)又は当該児童生徒等のうち生徒若しくは学生が成年に達している場合にあっては当該生徒若しくは学生は、自ら前項の請求をすることができる。この場合において、当該請求は、当該災害共済給付契約に係る学校の設置者を經由して行うものとする」と定めているところ、令第 4 条第 2 項に基づく請求については、保育所等の設置者に当該請求の可否等を判断し、又は請求内容を審査する権限はないため、保育所等の設置者が保育所等の管理下で発生した災害であると認識しているか否かにかかわらず、保育所等の設置者は、経由機関として保護者等から提出された支払請求書を JSC に送付する

義務があるものと解されます。

したがって、保育所等の設置者が、保護者等から提出された支払請求書を JSC に送付しなかった場合には、保護者等の災害共済給付の給付金の請求を行う権利の侵害に当たる可能性があることから、保育所等の設置者が保護者等から受領した支払請求書については、速やかに当該支払請求書を JSC へ送付していただけますようお願い致します。

2. なお、令附則第 5 条第 3 項により保育所等の災害共済給付について準用する令第 4 条第 1 項においては、「災害共済給付の給付金の支払の請求は、災害共済給付契約に係る学校の設置者が行うものとする」と定めており、保育所等の設置者が請求することを基本とするこれまでの運用を変更するものではございません。

以上

**【問い合わせ先】**

災害共済給付制度に関すること

こども家庭庁成育局安全対策課災害共済給付係

TEL:03-6858-0193

Mail:anzenaisaku.saigaikyousai@cfa.go.jp

※ ただし、個別の災害に係ることは、独立行政法人日本スポーツ振興センターの以下ウェブサイトに記載の連絡先

**【独立行政法人日本スポーツ振興センター】**

<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/tabid/814/Default.aspx>

**【独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成 14 年法律第 162 号）（抄）】**

（業務の範囲）

第十五条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～六 （略）

七 学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）につき、当該児童生徒等の保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者をいい、同条に規定する保護者のない場合における里親（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親をいう。）その他の政令で定める者を含む。以下同じ。）又は当該児童生徒等のうち生徒若しくは学生が成年に達している場合にあつては当該生徒若しくは学生その他政令で定める者に対し、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給をいう。以下同じ。）を行うこと。

八～十 （略）

**【独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成 15 年政令第 369 号）（抄）】**

（給付金の支払の請求及びその支払）

第四条 災害共済給付の給付金の支払の請求は、災害共済給付契約に係る学校の設置者が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、災害共済給付契約に係る児童生徒等の保護者（法第十五条第一項第七号に規定する保護者をいう。以下同じ。）又は当該児童生徒等のうち生徒若しくは学生が成年に達している場合にあつては当該生徒若しくは学生は、自ら前項の請求をすることができる。この場合において、当該請求は、当該災害共済給付契約に係る学校の設置者を経由して行うものとする。

3～5 （略）

附 則

（保育所等の災害共済給付）

第五条

1・2 （略）

3 保育所等の災害共済給付については、前二項に規定するもののほか、第二章（第二条、第五条第二項、第七条、第十条及び第十二条を除く。）、第十九条及び附則第一条の二から第一条の四までの規定を準用する。この場合において、第三条第一項第二号中「第五条第二項第四号に掲げる場合（これに準ずる場合として同項第五号の内閣府令で定める場合を含む。次号において同じ。）」とあるのは「附則第五条第四項第二号に掲げる場合（これに準ずる場合として同項第三号の内閣総理大臣が定める場合を含む。次号において同じ。）」と、同項第三号中「同条第二項第四号」とあるのは「附則第五条第四項第二号」と、「同条第一項第五号」とあるのは「第五条第一項第五号」と、同条第六項中「生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校（法第十八条に規定する義務教育諸学校をいう。以下同じ。）の児童及び生徒（以下「要保護児童生徒」という。）」とあるのは「附則第五条第一項に規定する要保護児童」と、第四条第五項第二号中「教育委員会（幼保連携型認定こども園にあつては、当該地方公共団体の長）」とあるのは「長」と、第五条第一項第一号中「学校の管理下」とあるのは「保育所等（法附則第八条第一項各号に掲げる施設をいう。以下この項及び第九条において同じ。）の管理下」と、同項第二号及び第四号中「学校の管理下」とあるのは「保育所等の管理下」と、第九条中「第十七条第三項」とあるのは「附則第八条第二項において準用する法第十七条第三項」と、「五月一日」とあるのは「五月一日（同月二日から当該年度の末日までの間に経営を開始する保育所等（当該保育所等の設置者が当該保育所等の管理下における児童について新たに災害共済給付契約を締結するものに限る。以下この条において「特定保育所等」という。）にあつては、その経営を開始する日）」と、「同月三十一日」とあるのは「同月三十一日（特定保育所等にあつては、その

経営を開始した日の属する月の翌月の末日)」と、第十九条第一項中「教育委員会（幼保連携型認定こども園にあっては、当該地方公共団体の長）」とあるのは「長」と読み替えるものとする。

4 （略）